資料４



第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画

に基づく施策の実施状況等

**令和６（２０２４）年度**

**大 　阪 　府**

**１　第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画に基づく事業の実施状況**

基本理念

**子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす。**

【基本目標】

　１．就業支援

２．子育てをはじめとした生活面への支援

３．面会交流の促進・養育費確保への支援

４．経済的支援

５．相談機能の充実

６．人権尊重の社会づくり

## １．就業支援

**【就業あっせん】**

**① 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進**

目標・実施計画等

○　就業と子育ての両立を図るため、就業や日常生活の支援を組み合わせたワンストップによる事業を展開するとともに、マザーズハローワークをはじめとした就業相談機関と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。

○　全国のハローワークが保有する求人情報のオンライン提供を活用するほか、求職者の情報を集約した就業支援バンクを活用して、リアルタイムでの仕事紹介ができるように、就業・自立支援センター事業における職業紹介機能を強化します。

* ひとり親家庭の親等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費の相談等の生活支援サービスを提供しました。また、ハローワーク求人情報のオンライン利用により、求職者のニーズにマッチした就業支援を行いました。
* 身近な地域での相談支援の充実を図るため、ひとり親家庭の親等からの就業に関する相談等に応じる市町等の母子・父子自立支援員の知識や技能向上を図るための研修会を実施しました。

**■母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業相談事業）の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 相談者数  （求職） | | 新規 | 236人 | 232人 | 279人 | 256人 | 294人 |
| 再来 | 16人 | 55人 | 35人 | 43人 | 35人 |
| 電話 | 376件 | 415件 | 398件 | 373件 | 395件 |
| 求人件数 | | | 93件 | 53件 | 72件 | 68件 | 68件 |
| 求人数 | | | 242人 | 68人 | 129人 | 108人 | 135人 |
| 求人情報提供人数 | | | 245人 | 195人 | 245人 | 266人 | 271人 |
| 就職者数 | | | 65人 | 67人 | 67人 | 89人 | 90人 |
|  | 常用 | | 27人 | 27人 | 31人 | 35人 | 33人 |
| ﾊﾟｰﾄ・臨時 | | 38人 | 40人 | 36人 | 54人 | 57人 |

**■母子家庭等就業・自立支援センター事業における養育費相談の状況【P.23参照】**

**■母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員(母子・父子自立支援員)研修支援事業）の状況**

　（対象：市・町、子ども家庭センターの母子・父子自立支援員等　約５０名）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 開催日 | 内　　　　　容 |
| 令和  元  年度 | 5/24 | (1)ひとり親家庭等の福祉施策　(2) 母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援  (3)人権問題の基礎知識 |
| 6/26 | (1)対人援助のための相談面接技術 |
| 9/20 | (1)「これって子ども虐待？」～わたしたちができること～　(2)「離婚前後の相談（調停、養育費、面会交流等）」を巡る諸問題 |
| 10/25 | (1)事例検討会　(2)「子どもや保護者の理解と対応」～生き辛さに視点を置くと対象者との関係が変わる～ |
| 11/29 | (1)「ひとり親家庭のベストサポーターになる」　(2)質疑応答・情報提供  (3)グループ討議 |
| 令和  ２  年度 | 5/22 | (1)令和2年度大阪府ひとり親家庭等の福祉施策　(2)雇用保険における給付制度  (3)新母子・父子福祉センター事業 |
| 7/3 | (1)人権問題の基礎知識 (2)高等教育の修学支援新制度及び母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度　(3府立母子・父子福祉センター |
| 9/18 | (1)発達障がいの理解と支援　(2)相談面接技術 |
| 10/21 | (1)事例検討　(2)養育費と面会交流について　(3)情報交換 |
| 11/27 | (1)ケアする人のケア　(2)母子家庭等就業・自立支援センター　(3)グループ討議 |
| 令和  ３  年度 | 5/22 | (1)令和３年度大阪府ひとり親家庭等の福祉施策　(2)大阪府立母子・父子福祉ｾﾝﾀｰ  (3)母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度　(4)ひとり親支援に対する就労支援のﾎﾟｲﾝﾄ |
| 6/25 | (1)福祉従事者に求められる人権意識 (2)その人らしい暮らし方・働き方を支えるために (3)ひとり親家庭住宅支援資金貸付 (4)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 |
| 9/18 | (1)ひとり親の家計の実態と必要な支援　(2)面会交流 |
| 10/20 | (1)事例発表　(2)育ちの傷と向き合うために |
| 11/26 | (1)ヤングケアラーの現状と支援者に必要な視点　(2)ひとり親家庭のベストサポーターになる　(3)グループ討議と住宅資金貸付金制度についての説明 |
| 令和  ４  年度 | 5/25 | (1)令和４年度大阪府ひとり親家庭等の福祉施策　(2)母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度について |
| 6/24 | (1)対人援助のための相談面接技術　(2)人権について考える |
| 9/16 | (1)公証役場について　(2)虐待に至る親への支援 |
| 10/19 | (1)発達障害の基本的理解　(2)発達特性の気づきと対応 |
| 11/18 | (1)知っておきたい年金制度　(2)最新の離婚前後の法律　(3)ヤングケアラーについて  (4)ひとり親住宅支援資金貸付制度について　(5)グループ討議 |
| 令和  ５  年度 | 5/24 | (1)令和5年度大阪府ひとり親家庭等の福祉施策　(2)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度　(3)大阪府面会交流支援事業　(4)奨学金制度　(5)地区別交流会 |
| 6/30 | (1)ヤングケアラー支援　(2)ひとり親家庭をめぐる現状と寄り添う支援 |
| 9/20 | (1)個人情報について学ぶ　(2)離婚と子どもの心 |
| 10/18 | (1)不登校・ひきこもりについて　(2)事例検討会 |
| 11/24 | (1)虐待問題　親への支援　(2)大阪府立母子・父子福祉センターの就業支援　(3)業務活動や支援についての意見交換　(4)地区別交流会 |

* 「母子家庭等就業・自立支援センター事業」と同様の事業を一般市等においても実施することができ、より身近な地域においてもひとり親家庭の親等の就業支援講習会を行いました。

**■一般市等就業・自立支援事業（就業支援講習会）の状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 実施市町 | (※１)3市  吹田市  茨木市  松原市 | (※２)２市  茨木市  松原市 | 2市  茨木市  松原市 | 2市  茨木市  松原市 | 2市  茨木市  松原市 |
| 就業支援  講習会の  実施内容 | パソコン、  介護職員実務者者研修 | パソコン、  介護職員実務者研修 | パソコン、  介護職員実務者研修 | パソコン、  介護職員実務者研修 | パソコン、  介護職員実務者研修 |

(※1)寝屋川市が中核市に移行　　(※２)吹田市が中核市に移行

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 母子家庭等就業・自立支援センター事業での相談者数はおおむね横ばいですが、就職者数は微増傾向にあります。ただし、就職者の雇用状況をみると、常用雇用よりもパート・臨時での形態での雇用が多く、就職者全体の５～７割が不安定な雇用条件に置かれている状況であり、今後も、安定した就労につながる支援を行っていくことが求められます。
* また、毎年度一定程度の求人情報提供を実施していますが、今後も積極的な企業等への働きかけにより、企業開拓を行い、求人件数を増加させ、求職者が希望する就職情報提供を行うなど、職業紹介所としての機能をより一層発揮させていくことが必要です。
* 母子・父子自立支援員への研修については、相談援助、就業支援、養育費、人権、個人情報等毎年度多岐にわたるテーマで実施し、グループ討議等を取り入れるとともに、受講後のアンケートをもとに受講者がタイムリーに学びたい研修内容を取り入れるようにしています。引き続き、ニーズや最新の動向等を踏まえ、研修内容の充実が必要です。
* 一般市等就業・自立支援事業（就業支援講習会事業）については、２市の実施に留まっていますが、ニーズ等から市町単独実施には及ばないという状況にあり、府が実施する母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会事業）との更なる連携が必要となっています。

**②** **母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携**

目標・実施計画等

○　母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等の連携を図り、一般市（福祉事務所を有する市町）及び郡部を所管する子ども家庭センター（池田・富田林・岸和田）（以下、「福祉事務所設置自治体」という。）における身近な地域での就労支援を促進します。

* 福祉事務所等に配置された母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組み等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターとの連携により、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施しました。

**■母子・父子自立支援プログラム策定事業の状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 実施市町及び策定件数 | (※１)　23市町 | (※２)　22市町 | 22市町 | 23市町 | 23市町 |
| 岸和田市　55件  池田市　0件  吹田市　19件  泉大津市　27件  貝塚市　24件  茨木市　8件  泉佐野市　12件  富田林市　0件  河内長野市 28件  松原市　０件 | 岸和田市　68件  池田市　0件  泉大津市　27件  貝塚市　37件  茨木市　19件  泉佐野市　16件  富田林市　1件  河内長野市 28件  松原市　０件 | 岸和田市　20件  池田市　0件  泉大津市　20件  貝塚市　34件  茨木市　21件  泉佐野市　14件  富田林市　0件  河内長野市 25件  松原市　０件  大東市　0件 | 岸和田市 11件  池田市 2件  泉大津市 17件  貝塚市 26件  茨木市 13件  泉佐野市 11件  富田林市 5件  河内長野市 36件  松原市 0件  大東市 11件 | 岸和田市 9件  池田市 6件  泉大津市 33件  貝塚市 9件  茨木市 34件  泉佐野市 2件  富田林市 7件  河内長野市 25件  松原市 1件  大東市 3件 |
| 和泉市　25件  箕面市　0件  柏原市　5件  羽曳野市　18件  門真市　18件  摂津市　6件  高石市　9件  藤井寺市　0件  泉南市　18件  四條畷市　18件  大阪狭山市　0件  阪南市　1件  島本町　8件  合計 299件 | 和泉市　35件  箕面市　0件  柏原市　4件  羽曳野市　15件  門真市　18件  摂津市　4件  高石市　0件  藤井寺市　0件  泉南市　35件  四條畷市　19件  大阪狭山市　0件  阪南市　0件  島本町　13件  合計 339件 | 和泉市　25件  箕面市　1件  柏原市　4件  羽曳野市　9件  門真市　12件  摂津市　10件  高石市　9件  藤井寺市　3件  泉南市　30件  四條畷市　7件  大阪狭山市　4件  阪南市　0件  島本町　11件  合計 259件 | 和泉市 20件  箕面市 0件  柏原市 4件  羽曳野市 11件  門真市 10件  摂津市 4件  高石市 7件  藤井寺市 1件  泉南市 26件  四條畷市 4件  大阪狭山市 0件  阪南市 0件  島本町 7件  合計 226件 | 和泉市 33件  箕面市 0件  柏原市 4件  羽曳野市 11件  門真市 8件  摂津市 ９件  高石市 8件  藤井寺市 2件  泉南市 27件  四條畷市 5件  大阪狭山市 0件  阪南市 0件  島本町 9件  合計245件 |

（注）下線部は当該年度からの実施市町 　(※1)寝屋川市が中核市に移行　　(※２)吹田市が中核市に移行

**■大阪府（政令・中核市を含む）における就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度）の実施状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 事業実施自治体 | 31 | 34 | 35 | 35 | 35 |

※福祉事務所設置自治体（府内33市及び島本町、その他9町村は大阪府が実施主体）が事業実施

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 母子・父子自立支援プログラム策定事業については、実施する市町も増加しており、令和５年度では政令・中核市を除く福祉事務所設置の市町のうち２３市町が実施しています。策定数も若干の増減はあるものの、各年度を通してほぼ一定の実績が上がっています。一方、未実施の市については、生活保護受給者等就労自立促進事業と連携し、ひとり親家庭の就労・自立支援に取り組んでいるところもあり、このような取組を未実施の他市にも促していく必要があります。

**③　地域就労支援事業による就労支援**

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭の親をはじめとする就職困難者に対して、市町村の実施する地域就労支援事業を交付金により支援するとともに、地域の関係機関との連携・協力体制づくり、コーディネーターの人材育成等を図るなどバックアップに努めます。

* ひとり親家庭の親等をはじめ、働く意欲がありながら雇用・就労を妨げるさまざまな要因を抱える就職困難者を対象に、身近な行政機関である市町村が地域就労支援センターにて地域の関係機関と連携しながら、相談者一人ひとりに応じた就労支援を実施しました。
* また、ひとり親家庭の親等に対しては、母子家庭等就業・自立支援センターが実施する就業のための講習会や法律相談など、相談内容に応じて適切に誘導するなど、連携を図りました。

**■地域就労支援事業（政令市･中核市を含む）の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| センター利用件数 | | 21,717件 | 24,081件 | 22,595件 | 21,427件 | 18,678件 |
|  | 新規 | 4,061件 | 4,468件 | 3,755件 | 3,324件 | 3,197件 |
| 再来 | 16,052件 | 17,742件 | 17,026件 | 16,567件 | 14,268件 |
| その他利用 | 1,604件 | 1,871件 | 1,814件 | 1,536件 | 1,213件 |
| 就職者数 | | 1,627件 | 1,287件 | 1,253件 | 1,207件 | 1,131件 |

※センター利用件数・就職者数は、ひとり親家庭等、若年者、中高年齢者、障がい者等を含む。

【参考】地域就労支援事業の実績（ひとり親家庭の親等の相談）（政令市・中核市を含む）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 相談者数 | 281人 | 352人 | 237人 | 225人 | 188人 |
| 就職者数 | 55人 | 69人 | 58人 | 45人 | 47人 |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 地域就労支援事業については、ひとり親家庭の親の相談者・就職者の実績は減少傾向にあります。これは雇用情勢が改善したことが影響していると考えられます。ひとり親家庭の親の就労支援において地域就労支援事業が果たす役割は重要であるため、引き続き、母子家庭等就業・自立支援センター等関係機関が実施する事業等へ適切に誘導するなどの連携を図り支援を行います。

**④ 母子・父子自立支援員による就業相談**

* 母子・父子自立支援員がひとり親家庭及び寡婦の生活安定、自立のためのさまざまな相談に応じました。（大阪府は福祉事務所未設置の町村を所管）

**■母子・父子自立支援員による相談（政令市・中核市を除く）の状況【P.29参照】**

**■母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員(母子・父子自立支援員)研修支援事業）の状況【P.2参照】**

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 母子・父子自立支援員への相談内容については、就労に関するものが最も多くなっていることから、母子・父子自立支援員の役割は非常に重要であり、引き続き相談機能の強化が必要です。

**⑤ ＯＳＡＫＡしごとフィールドによる就労支援**

* 就職困難者や地域就労支援事業から紹介のあった方をはじめとする全ての方を対象に、「ＯＳＡＫＡしごとフィールド」において、キャリアカウンセリングや各種セミナー等を実施したほか、一体的運営を行う「大阪東ハローワークコーナー」を活用することで、求人の検索や応募まで、ワンストップの就職支援を行いました。
* 子育て・しごと応援ルーム「ふぁみタス」では、子育て中の方を対象に、キャリアカウンセリングの実施に加え、保育所探しのアドバイスも行いました。

**【参考】ＯＳＡＫＡしごとフィールドにおける就職支援の実績（ひとり親家庭の親等）(政令市・中核市を含む）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 新規登録者数 | 14,071人 | 16,871人 | 16,049人 | 13,809人 | 14,164人 |
| 就職者数 | 6,887人 | 3,343人 | 6,581人 | 6,679人 | 8,012人 |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* OSAKAしごとフィールドの令和５年度の就職者数は目標人数を達成しましたが、引き続き、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の実施や他機関との連携等により、ひとり親家庭の親等への就職支援を行ってまいります。

**⑥ 公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供**

* 厚生労働大臣の許可を得て職業紹介事業を行う、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ハローワークや大阪マザーズハローワーク、堺マザーズハローワーク、ハーワーク内マザーズコーナー、福祉人材センターと連携しつつ、積極的な求人情報の提供等を行いました。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 引き続き、大阪府の母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、職業紹介事業に加えて、他機関との連携により、求人情報の提供等を行っていく必要があります。

**⑦ 公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介**

* ひとり親家庭の親等就職が特に困難な者の雇用機会の拡大を図るため、これらの者をハローワーク等からの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、国（大阪労働局）が特定求職者雇用開発助成金を支給しています。
* また、ひとり親家庭の親等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、ハローワーク等の紹介により、ひとり親家庭の親等を常用雇用への移行を前提として一定期間、試行的に雇い入れた事業主に対し、トライアル雇用助成金を支給しています。

**■大阪府内（大阪労働局管内）における国事業の状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸの就職件数(内ﾊﾟｰﾄ) | 3,652件  (1,755件) | 2,743件  (1,422件) | 2,654件  (1,459件) | 2,566件  (1,349件) | 2,452件  (1,367件) |
| 特定求職者雇用開発助成金 | 1,330件  (357,625千円) | ９４０件  (258,558千円) | 893件  (241,697千円) | 868件  (233,058千円) | 813件  (217,599千円) |
| ﾄﾗｲｱﾙ雇用 | 10名 | ６名 | ３名 | 4名 | 2名 |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用の件数は一定の規模がありつつも減少傾向となっています。今後も、対象労働者を雇い入れた事業主への周知等により、事業を活用いただけるよう取組みを進めていく必要があります。

**【職業訓練等の実施・促進】**

1. **公共職業訓練の実施**

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭の親等に対する企業の求人ニーズを把握し、自立促進に対応した職業訓練を実施するとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めていきます。

○　特に訓練科目については、求人ニーズの状況やひとり親家庭の親等のニーズを的確に把握して、訓練修了後の就職につながることが期待できる科目の設定に努めます。

* 民間に委託して実施する職業訓練において、ひとり親家庭の父母を優先する託児サービス付訓練を実施し、就労につなげました。また、令和元年度から夕陽丘高等職業技術専門校において、ひとり親家庭の親を対象とした優先枠を設定することで入校を促し、就職困難な方に対する職業訓練を実施しています。

**■離職者等再就職訓練事業（ひとり親家庭の父母を優先する託児付コースの実施状況）**

調整中

（平成２８年度より）（※２７年度まで：母子家庭の母等の職業的自立促進事業（職業的自立促進（職業訓練））

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 募集科目 | ・医療・調剤事務科  ・パソコン事務＋Ｗｅｂ科  ・介護職員初任者養成研修科  ・総務・経理事務科  ・経理事務科  ・ＰＨＰプログラマー養成科 | ・Ｗｅｂデザイナー科  ・ＰＨＰプログラマー科  ・医療・調剤事務科  ・パソコン事務＋Ｗｅｂ科  ・介護職員初任者養成研修科　外13 科目 | ・Ｗｅｂデザイン＋開発基礎科  ・医師事務作業補助者（ドクターズ医療クラーク）養成科  ・財務管理事務科  ・介護職員初任者養成研修科　など | ・Web デザイン＋開発基礎科  ・Java プログラマー養成科  ・オフィスソフト＋Ｗｅｂ科  ・介護職員初任者養成研修科  ・介護福祉士実務者研修科　など | ・Web デザイン＋プログラミング基礎科  ・医療事務＋OA基礎科  ・オフィスソフト＋Ｗｅｂ科  ・貿易事務科  ・介護職員初任者養成研修科　など |
| 定員 | 105人 | 295人 | 295人 | 423人 | 435人 |
| 受講者数 | 90人 | 146人 | 110人 | 159人 | 163人 |
| 修了者数 | 51人 | 128人 | 90人 | 129人 | 126人 |
| 就職者数 | 45人 | 102人 | 92人 | 108人 | 76人 |
| 就職率 | 89.8％ | 81.3% | 92.0％ | 76.6％ | 52.1％ |

※就職者数には就職中退者数を含む。

※令和2年度から、知識等習得コースの全てに「ひとり親家庭の父母優先枠」を設定しています。

**■就職困難者への職業訓練**

（夕陽丘高等職業技術専門校－ひとり親家庭の親対象の優先枠の状況）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 募集科目 | 建築内装CAD科 | 建築内装CAD科 | 建築内装CAD科 | 建築内装CAD科 | ・建築内装CAD科  ・ビルクリーニング管理科  ・ビル設備管理科 |
| 定　員 | 10人 | １０人 | １０人 | 10人 | 30人 |
| 応募者数 | 7人 | ７人 | ５人 | ８人 | 12人 |
| 入校者数 | 6人 | ４人 | ４人 | ４人 | 8人 |

※ひとり親家庭の親の方及び、高年齢（５５歳以上）の方の優先枠

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 民間の事業者に委託して実施している「ひとり親家庭の父母にむけた職業訓練」については、子育て中の女性やひとり親家庭の父母の就職を支援するため、離職者等を対象とした職業訓練に、ひとり親家庭の父母の申込の優先枠を設けています。
* 本事業の受講者数は、令和２年度以降は１００人を超える状況にあり、定員については毎年増枠を行っています。今後は、就職率を上げていく取り組みが必要です。

**② 就業支援講習会の実施**

目標・実施計画等

○　社会情勢の変化なども踏まえ、ひとり親家庭の親等の円滑な就業準備や転職を支援する就業支援講習会の実施に努めます。　（各年度：受講者の就業率　９割以上）

* ひとり親家庭の親等に対して、簿記3級、パソコン技能、介護関係資格、看護師・准看護師受験対策等の就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講座を、母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業支援講習会として行いました。また、受講者のニーズ等を踏まえ、令和５年度からはケアマネージャー試験対策講座を開始しました。

**■母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会）の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 定員 | | 154人 | 197人 | 216人 | 226人 | 231人 |
| 受講者数 | | 109人 | 163人 | 193人 | 171人 | 192人 |
|  | 簿記３級 | 10人 | 19人 | 15人 | 19人 | 20人 |
| 介護職員初任者  (ヘルパー２級) | 16人 | 13人 | 20人 | 19人 | 20人 |
| 介護職員実務者 | 15人 | 24人 | 24人 | 24人 | 24人 |
| 介護福祉士 | 14人 | 18人 | 22人 | 16人 | 24人 |
| パソコン | 25人 | 32人 | 54人 | 46人 | 56人 |
| 看護師・准看護師 | 10人 | 19人 | 22人 | 15人 | 14人 |
| 医師事務 | 8人 | 19人 | 16人 | 12人 | － |
| 登録販売者 | 11人 | 19人 | 20人 | 20人  任人 | 20人 |
| ケアマネージャー | － | － | － | － | 14人 |
| 就業者数 | | 102人 | 155人 | 176人 | 148人 | 183人 |
| 就業率 | | 93.6％ | 95.1％ | 91.9％ | 86.5％ | 95.3％ |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 就業支援講習会の受講者数は概ね一定数で推移しており、受講者の就業率も概ね９割以上となっています。今後も、受講者のニーズや社会情勢の変化等も踏まえ、より就業につながりやすい講習会となるよう、適宜内容の改善に取り組み、安定した就労につなげていく必要があります。

1. **母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施**

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定した雇用につながるよう、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業において就業に有利な資格の取得支援を充実します。

○　ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就業につなげるため、一般市（福祉事務所を有する市町）における高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を働きかけます。（親の学び直しの事業実施　令和元年度：１５市→　令和６年度：26市町）

* 雇用保険の対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費経費の一部を自立支援教育訓練給付金として支給することにより、能力開発の取組みを支援しました。また、ひとり親家庭の親等が資格取得のため養成機関で修業する場合、その期間中について高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするよう努めました。

**■大阪府（政令市・中核市を除く）における自立支援教育訓練給付金事業の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 給付件数 | | 76件 | 71件 | 64件 | 62件 | 64件 |
|  | 大阪府分 | 3件 | 1件 | 0件 | 1件 | 2件 |
| 市・町分 | 73件 | 70件 | 64件 | 61件 | 62件 |
| (※1)26市町 | (※２)25市町 | 25市町 | 25市町 | 25市町 |

(※1)寝屋川市が中核市に移行　　(※２)吹田市が中核市に移行

**■大阪府（政令市・中核市を除く）における****高等職業訓練促進給付金事業の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 給付件数 | | 232件 | 219件 | 263件 | 264件 | 254件 |
|  | 大阪府分 | 15件 | 15件 | 21件 | 20件 | 15件 |
| 市・町分 | 217件 | 204件 | 242件 | 244件 | 239件 |
| (※1)26市町 | (※２)25市町 | 25市町 | 25市町 | 25市町 |

(※1)寝屋川市が中核市に移行　　(※２)吹田市が中核市に移行

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業については、全ての福祉事務所設置自治体で実施しています。一方で、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、令和５年度時点で13市のみの実施となっています。こちらについては、就業にあたって学歴要件よりも、看護師（正・准）や介護福祉士等の就業に結び付きやすい資格の取得を促進する高等職業訓練促進給付金の方がニーズは高いことが影響していると考えています。今後とも、ひとり親家庭の親の資格取得を後押しし、安定雇用につなげていく支援が必要です。

1. **技能習得期間中の生活資金貸付の実施**

目標・実施計画等

○　母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務を行います。

* ひとり親家庭の親等が就労するのに必要な技能知識の習得期間中に、その生活の安定のため、生活資金の貸付けを行っています。

**■大阪府（政令市・中核市を除く）における母子・父子・寡婦福祉資金貸付(新規分)の状況**

**【千円】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | | 令和２年度 | | 令和３年度 | | 令和4年度 | | 令和５年度 | |
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 生活資金 | 2 | 1,005 | ２ | 1,234 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の生活資金は令和３年度以降の新規貸付はありませんが、貸付の相談を受けた際に、より負担の少ない高等職業訓練促進給付金事業などに繋ぎ、その適用が受けられた結果、貸付には至らなかったものがあると考えられます。
* 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業などの他制度との連携を図りつつ、引き続き、本制度の周知及び円滑な貸付となるよう努めていきます。

**⑤ 職業能力形成プログラム（ジョブ・カード制度）の推進**

* ひとり親家庭の親等で職業能力形成機会に恵まれない方の安定雇用への移行を促進するため、ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な方には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進しました。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* ジョブ・カードを活用したキャリア形成により、職業能力形成のための職業訓練受講を推進しました。今後も、ひとり親家庭の親等への安定雇用に向けて支援を行っていく必要があります。

**【****就業機会創出のための支援】**

1. **民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ**重点施策

目標・実施計画等

○　さまざまな機会、媒体を活用してひとり親家庭の親の雇用に関する事業主等への協力の要請を行い、企業開拓を推進します。

また、一般市において、特別措置法に定める国に準じた取り組みの実施を働きかけます。（以下、就業機会創出のための支援①から④のいずれかの取り組みの実施

　令和元年度：14市→　令和６年度： 28市町 ）

* 非正規雇用労働者については、正規雇用労働者と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題があります。そのような状況において、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進等に取り組むため、平成２５年度にキャリアアップ助成金を創設し、その後雇用情勢を鑑み、現在まで制度の拡充等制度改変を行ってきたものです。その取り組みの中で、創設当初より国のひとり親家庭の親等の就業促進に関する動向を踏まえ、正社員化コース（旧多様な正社員コースを含む）において、ひとり親家庭の親等に対し取り組みを行った事業主への支給額の加算を行っているところです。
* 国のひとり親家庭の親等の就業促進に関する動向を踏まえ、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業等の取り組みを通じて、事業主に対し、働きかけを行いました。また、一般市において母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に定める国に準じた取組みの実施を働きかけました。

**■大阪府（大阪労働局管内）におけるキャリアアップ助成金正社員化コース、ひとり親家庭の親等に対する取組事業主へ支給額加算件数**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 加算件数 | 255件 | 249件 | 183件 | 201件 | 235件 |

※キャリアアップ助成金は、「均衡待遇・正社員化推進奨励金事業」の後継となる事業

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* キャリアアップ助成金により、非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善等に取り組みました。今後も、ひとり親家庭の親等への安定雇用に向けて支援を行っていく必要があります。
* 大阪府母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援機能を活用し、引き続き同センターの取組み等を通じた事業主へのひとり親の親の雇用に関する協力の要請を行っていく必要があります。また、一般市における特別措置法に定める国に準じた取組みの実施状況は、令和５年度時点で14市町であり、引き続き、府の取り組みを周知する等により、一般市での取組みを推進していく必要があります。

1. **ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進**重点施策

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭の親をはじめとする就職困難者の雇用促進に努めます。

* 「行政の福祉化推進プロジェクト」を受けて具体化した総合評価入札制度や指定管理者制度を実施し、ひとり親家庭の親の常用雇用の促進に努めました。
* 庁舎（大規模施設1０か所、中規模施設８か所）の清掃業務の一般競争入札にあたり、「行政の福祉化」の観点から、ひとり親家庭の親を雇用等した場合に加点することとしています。

**■総合評価入札制度の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 箇所数 | | 3箇所 | ０箇所 | 15箇所 | ３箇所 | 0箇所 |
|  | 施設名 | 三島府民センター、泉北府民センター、光明池運転免許試験場 | ※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年度に延期。 | 本庁舎（咲洲庁舎等を含む）、大阪府警本部本庁舎、門真運転免許試験場、大阪産業技術研究所 和泉センター、大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター、大阪府立大学中百舌鳥キャンパス、大阪府立大学羽曳野キャンパス、中河内府民センタービル、南河内府民センタービル、泉南府民センタービル、北河内府民センタービル | 三島府民センター、泉北府民センター、光明池運転免許試験場 | ※令和２年度が延期により、令和５年度も実施なし。 |

**■指定管理者制度**

* 審査基準にひとり親家庭の親を含めた就職困難者の雇用促進の視点を盛り込んでいます。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 引き続き、総合評価入札制度や指定管理者制度において、ひとり親家庭の親を含めた就職困難者の雇用等の視点を盛り込み、ひとり親家庭の親の雇用促進を図っていく必要があります。

**③　母子・父子福祉団体等への業務発注の推進**重点施策

目標・実施計画等

○　母子・父子福祉団体等への物品や役務の調達など業務の発注を推進します。

* 特別措置法に規定する母子・父子福祉団体等からの物品や役務を調達に係る努力義務に基づき、ひとり親家庭の親の就業の促進につながるよう、母子・父子福祉団体等に対し委託業務などを発注しました。

**■大阪府（政令市・中核市を除く）における母子・父子福祉団体等からの調達実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 売店・自動販売機  等の設置 | (※１)６市 | (※２)4市 | 5市 | 5市 | 5市 |
| ひとり親家庭支援事業の委託 | (※１)４市 | (※２)３市 | 3市 | ３市 | ３市 |

(※1)寝屋川市が中核市に移行　　(※２)吹田市が中核市に移行

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 引き続き、母子・父子福祉団体等への物品や役務の調達など業務の発注に努めていきます。

**④ 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用を通じた正規雇用へのステップアップ**重点施策

目標・実施計画等

○　大阪府の公務労働分野での非常勤職員の雇用を推進するとともに、雇用期間満了後の就労支援については、就業・自立支援センター事業において、きめ細かなフォローアップに努めます。また、各市町村における非常勤職員の雇用を働きかけます。

* 母子家庭等就業・自立支援センターを通じて、府の非常勤職員等の就労斡旋を行い、ひとり親家庭の親の雇用を推進しました。

**■府の非常勤職員へのひとり親家庭の親の雇用の状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 雇用人数 | 20名 | 12名 | 10名 | ８名 | ８名 |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の雇用については年々減少傾向にあるため、改めて庁内関係部局への働きかけを行っていくとともに、市町村に対しても①から④の取組みが広がるよう、働きかけていく必要があります。

**⑤ ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の創設**重点施策

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭の親の雇用拡大につながるよう、特に優れた取組をする事業主を表彰します。

* ひとり親家庭の親の雇用や子育てをしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業（団体）を表彰する制度を令和３年度に新設し、表彰を実施しました。

**■大阪府子育てハートフル企業顕彰制度の受賞企業数**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 表彰区分（１） | １ | １ | 1 |
| 表彰区分（２） | １ | ０ | 1 |

* なお、こども家庭庁では、ひとり親家庭の自立のためには就業支援が特に重要であると考え、積極的にひとり親の就業支援に取り組んでいる企業・団体への表彰を実施しています。

**■はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 表彰企業数(全国) | 1社 | ４社 | 1社 | 1社 | １社 |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 毎年度、各区分概ね１団体ずつ受賞しており、着実に実績を積んでいます。引き続き、本制度の周知に努めるとともに、表彰制度を継続していく必要があります。

**⑥ ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組を推進**重点施策

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組の一環として、ひとり親家庭の親の職場環境整備等支援組織を認定します。

* 府立母子・父子福祉センターの指定管理者である社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が、母子家庭等就業・自立センター事業として、ひとり親家庭の親の事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等に資するため、事業主と、その雇用されるひとり親家庭の親との間において支援を行いました。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 引き続き、母子家庭等就業・自立支援センター事業として、事業主と、その雇用されるひとり親家庭の親との間における支援を行っていく必要があります。

**⑦ ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援**

目標・実施計画等

○　事業を開始する際の支援として、創業に関する相談等に応じます。

* 府内各商工会、商工会議所では、創業に関する相談にも応じています。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 引き続き、府内各商工会、商工会議所において、ひとり親家庭も含めた方の創業に関する相談に応じていきます。

**⑧ 特定求職者雇用開発助成金の活用**

（Ｐ.７「⑦　公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介」参照）

**⑨ 試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進**

（Ｐ.７「⑦　公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介」参照）

**⑩　助成金を活用した正規雇用への転換等の促進**

（Ｐ.７「⑦　公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介」、

Ｐ.11「①　民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ」参照）

## ２．子育てをはじめとした生活面への支援

**① 保育所等優先入所の推進**

目標・実施計画等

○　国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が保育所等に優先的に入所できるよう市町村に働きかけていきます。

* 母子及び父子並びに寡婦福祉法において、ひとり親家庭の保育所等の入所選考の際における特別の配慮義務を規定しており、また、厚生労働省通知「保育所の入所等におけるひとり親家庭の取扱いについて」により、ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うよう特別の配慮が求められているところです。
* これら法及び通知の主旨に基づき、ひとり親家庭の子育てを支援するため、ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、保育所等優先入所の取り組みを市町村に働きかけています。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 母子及び父子並びに寡婦福祉法の趣旨に基づき、ひとり親家庭の保育所等の優先入所の取り組みについて市町村に働きかけを行い、各市町村の利用調整において優先入所の取扱いが行われています。引き続き、市町村に働きかけを行っていく必要があります。

**② 多様な保育、子育て支援サービスの提供**

目標・実施計画等

○　多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育所等における一時預かり、延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育事業等の多様できめ細かな保育・子育て支援サービスの提供を推進します。

* 多様化する就労形態や家庭での養育が一時的に困難となる場合等に対応するため、一時預かり、延長保育、休日保育、夜間保育、子育て短期支援、病児保育事業を子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の中で位置づけて推進しています。

■一時預かり事業・延長保育事業・休日保育事業・夜間保育事業・子育て短期支援事業・病児保育事業の実施市町村数（政令市・中核市を除く）の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | | 令和２年度 | | 令和３年度 | | 令和4年度 | | 令和５年度 | |
| 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 |
| 一時預かり事業 | | 32 | 8 | 33 | 9 | 33 | 9 | 33 | 9 | 33 | 9 |
| 延長保育事業 | | 35 | 10 | 34 | 10 | 33 | 9 | 33 | ９ | 31 | 7 |
| 休日保育事業 | | 12 | 2 | 11 | ２ | 10 | 1 | 11 | 2 | 調整中 |  |
| 夜間保育事業 | | 2 | 1 | 3 | １ | 2 | 1 | 2 | 1 |  |  |
| 子育て短期支援事業 | ｼｮｰﾄｽﾃｲ | 34 | 9 | 33 | 9 | 33 | 9 | 33 | ９ | 34 | 4 |
| ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ | 30 | 8 | 29 | 8 | 28 | 8 | 24 | 7 | ６ | 0 |
| 病児保育事業 | | 31 | 7 | 30 | 7 | 30 | 7 | 30 | ７ | 39 | 8 |

(※1)寝屋川市が中核市に移行　　(※２)吹田市が中核市に移行

**③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実**

目標・実施計画等

○　国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう働きかけていくとともに、開設時間の延長や土曜日・学校の長期休暇中（夏季休暇等）の開設、障がい児の受け入れ、７１人以上の大規模クラブの解消など、放課後児童クラブの充実を推進します。

* 児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図っています。

**■放課後児童健全育成事業の実施状況（政令都市・中核市を除く）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | | 令和２年度 | | 令和３年度 | | 令和４年度 | | 令和５年度 | |
| 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 |
| 公立  小学校数 | 369 | 26 | 331 | 26 | 331 | 26 | 330 | 26 | 330 | 26 |
| 放課後児童クラブ数 | 554 | 34 | 517 | 35 | 535 | 36 | 530 | 37 | 381 | 24 |
| クラブ在籍  児童数 | 31,846 | 2,017 | 27,260 | 1,966 | 28,139 | 1,970 | 28,893 | 2,055 | 30,244 | 2,221 |

※各年度、5月1日現在 ※令和２年度は7月1日現在

**●評価（取り組みの成果と課題）**

・ 子育て短期支援事業や病児保育事業などの子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業については、市町村が実施主体となり実施しています。

* また、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）についても、市町村が実施主体となり実施しています。
* 大阪府は、市町村が地域の実情に応じてこれらの事業を実施できるよう、必要な支援に努めていく必要があります。

**④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用支援**

目標・実施計画等

○　日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。

○　家庭生活支援員として、ひとり親家庭等を積極的に活用します。

○　ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。

* ひとり親家庭等が修学や疾病等により、一時的に家事、育児などの日常生活に支障が生じた場合等に、家庭生活支援員を居宅等に派遣するなどにより、家事、介護、保育サービス等を行いました。また、家庭生活支援員研修の実施により、ひとり親家庭等を中心に、家庭生活支援員の確保に努めました。
* ひとり親家庭がファミリー・サポート・センター事業を活用される際に、市町村が子ども・子育て支援交付金や新子育て交付金を活用してひとり親家庭への配慮が行えるよう、財政的支援に努めました。

**■ひとり親家庭等日常生活支援事業の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 派遣延べ回数 | | 50回 | 35回 | 63回 | 83回 | 55回 |
|  | 大阪府分 | 27回 | 7回 | 18回 | 15回 | 6回 |
| 市・町分 | 23回 | 28回 | 45回 | 68回 | 49回 |
| 派遣時間数 | | 290.5時間 | 263時間 | 423時間 | 472,75時間 | 430時間 |
|  | 大阪府分 | 246時間 | 64時間 | 119時間 | 75時間 | 41時間 |
| 市・町分 | 44.5時間 | 200時間 | 304時間 | 397.75時間 | 389時間 |
| 実施市町 | | (※１)５市町  貝塚市、  河内長野市、  摂津市、  四條畷市、  島本町 | (※２)５市町  貝塚市、  河内長野市、  摂津市、  四條畷市、  島本町 | 4市町  貝塚市、  摂津市、  四條畷市、  島本町 | ５市  貝塚市、  河内長野市、  摂津市、  四条畷市、  島本町 | 5市町  貝塚市  河内長野市  摂津市  四條畷市  島本町 |

(※1)寝屋川市が中核市に移行　　(※２)吹田市が中核市に移行

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 日常生活支援事業における家庭生活支援員の派遣回数、派遣時間は一定程度で推移しているものの、ひとり親家庭においては子育てと就業の両立が困難な状況にあり、引き続き、支援を必要とする方に対する家庭生活支援員の派遣が必要となっています。今後は、ファミリー・サポート・センター事業との連携など、さらなる事業の活用に向けた検討が必要です。

**⑤ 生活支援講習会等事業の実施**

目標・実施計画等

○　生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るように努めます。

* ひとり親家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、子どものしつけ・育児又は子ども等の健康管理等に十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するとともに、個々のひとり親家庭等の相談に応じました。

**■大阪府（政令市・中核市を除く）における生活支援講習会等事業の状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 受講者数 | 330人 | 95人 | 188人 | 308人 | 161人 |
| 食育に関する講習会 | 30人 | ― | － | 60人 | － |
| 健康に関する講習会 | ※300人 | ― | － | － | － |
| 家計管理に関する講習会 | ― | 54人 | 126人 | 13人 | 53人 |
| 子育てに関する講習会 | ― | 19人 | 50人 | 235人 | 96人 |
| 養育費等に関する講習会 | ― | 22人 | 12人 | － | 12人 |

※他事業と併催

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* ひとり親家庭等が育児や生活において必要な情報を届けることができるよう、引き続き、受講者のニーズ等を踏まえながら、各種生活支援講習会を実施していく必要があります。

**⑥ 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援**

目標・実施計画等

○　母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう、引き続き支援を行います。

* 18歳未満の子どもを養育している母子家庭またはさまざまな事情のため母子家庭に準じる家庭の母と子どもに対し、母子生活支援施設において、心身と生活を安定させるための相談・援助を継続し、自立を支援しました。

**■母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援の状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 府所管施設数 | 1箇所 | １箇所 | １箇所 | １箇所 | １箇所 |
| 定員数 | 27世帯 | 27世帯 | 27世帯 | ２７世帯 | ２７世帯 |
| 入所数 | 15世帯 | １４世帯 | １８世帯 | １４世帯 | １１世帯 |

※各年度、４月１日現在

※上記のほか、政令市所管施設５箇所（大阪市４、堺市１）及び中核市所管施設１箇所（八尾市）設置

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 引き続き、母子生活支援施設において、心身と生活を安定させるための相談・援助を継続し、自立を支援していく必要があります。

**⑦ 公営住宅における優先入居の推進等**

目標・実施計画等

○　真に住宅に困窮する府民の居住の安定の確保を図るため、府営住宅の入居者募集においては、母子家庭、父子家庭や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集枠による優先入居を引き続き実施します。

○　ひとり親家庭などの住宅困窮者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じて情報提供を行う、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度を推進します。

* 府営住宅（豊能町、能勢町、河南町、太子町、千早赤阪村を除く府内38市町に所在）において、募集戸数の概ね４割をひとり親や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集を実施しています。

**■府営住宅におけるひとり親世帯の入居状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 入居ひとり親世帯数 | 8,331世帯 | 8,007世帯 | 7,694世帯 | 7,302世帯 | 7,092世帯 |
| 全世帯数に占める  ひとり親世帯の割合 | 8.5％ | 8.4％ | 8.2％ | 8.0％ | 8.0％ |

※各年度、３月末現在。

**■府営住宅における福祉世帯向け募集状況等**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 福祉世帯向け募集  戸数・応募倍率 | 2,258戸 9.9倍 | 2,274戸 9.4倍 | 2,019戸 10.3倍 | 2,289戸  8.1倍 | 2,158戸  7.4倍 |
| 一般世帯向け募集  戸数・応募倍率 | 1,496戸 7.8倍 | 1,508戸 6.7倍 | 1,393戸 6.8倍 | 1,463戸  5.3倍 | 1,406戸  5.6倍 |

※各年度、3月末現在。

※大阪市内に所在する府営住宅は、借上げにより供給している１団地を除き、大阪市へ移管し、大阪市営住宅となっています。（令和５年度末現在）

※大東市、門真市、池田市に所在する府営住宅は、一部の住宅を各市に移管し、市営住宅となりました。今後、残りの府営住宅についても、順次、移管する予定ですが、それまでの間、引き続き府営住宅として募集を行います。

* 市町との連携のもと、府営住宅の建替事業等により創出する活用地に、保育所、子育て支援施設等を導入するなど、地域のニーズにあった最適な利用を推進するとともに、子育て支援や生活支援サービス等を行う団体に、府営住宅の空室を提供し、地域の課題解決に資する取組を推進しています。
* また、民間賃貸住宅への居住の安定を図るため、家主や宅地建物取引業者に対して、入居制約の解消に向けた啓発事業等を実施しています。

**■府営住宅における社会福祉施設等の併設状況（令和５年度）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事 業 手 法** | **施 設 種　別** | **団　地　数** |
| 建替事業等に伴う活用地等の売却 | 保育所（※） | 1 |
| 高齢者福祉施設 | 1 |
| 行政財産使用許可（住戸） | 小規模保育所、一時預かり等 | 13（14か所） |
| 建替事業等に伴う活用地等の事業用定期借地（土地） | 保育所（※） | 1 |
| 合　　　計 | | 16 |

※認定こども園を含む

**■宅地建物取引業者への研修の実施状況（民間賃貸住宅への入居制約の解消に向けた啓発事業等）**

　【上段は実施回数、下段は参加者数】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 新規免許業者研修会・営業  保証金供託業者研修会 | 2回  265名 | １回  101名 | ― | ２回  159名 | 2回  139名 |
| 宅地建物取引業人権推進員  養成講座 \* | 6回  236名 | 5回  68名 | ３回  88名 | ６回  126名 | ６回  212名 |
| ブロック別人権研修会  (業界団体独自研修会) | 25回  10,181名 | 通年(※1)  13,197名 | 10-12月(※2)  12,181名 | 通年(※1)  12,410名 | 通年(※1)  12,643名 |

※１：令和2年度・令和４年度・令和５年度はＷeb研修を含む。

※２：令和３年度はＷeb研修のみ。

* 子育て世帯等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸であるセーフティネット住宅等の登録促進、ホームページ等を通じた情報提供等を実施しました。また、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が身近な市区町村で住まいに関する相談ができるよう、市区町村単位での居住支援協議会の設立を促進しています。

**■大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 協力店登録件数 | 636件 | 672件 | 686件 | 707件 | 651件 |
| 住宅の登録戸数 | 11,802戸 | 35,428戸 | 36,340戸 | 37,535戸 | 42,737戸 |

**【地域の実情に応じた市町営住宅の優先入居】**

* 市町が地域の実情に応じて、ひとり親世帯を対象とした市町営住宅（柏原市、大阪狭山市、阪南市、太子町、河南町、千早赤阪村を除く３７市町に所在）への優先入居の仕組みを導入するよう、指導・助言を行います。

**■市町営住宅（政令市除く３５市町）へのひとり親世帯の入居状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 入居ひとり親世帯数  (全世帯数に占める割合) | | 1,104世帯  (6.2％) | 1,225世帯  (7.0％) | 1,168世帯  (6.8％) | 1,209世帯  (6.7％) | 1,208世帯  (7.0％) |
|  | うち優先入居による  入居ひとり親世帯数 | 40世帯  (3.6％) | 49世帯  (4.0%) | 45世帯  (3.9%) | 61世帯  (5.0％) | 63世帯  (5.2％) |
| ひとり親世帯の優先入居制度がある市町 | | 24市町 | 24市町 | 24市町 | 24市町 | 24市町 |

※各年度、３月末現在。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 公営住宅における優先入居の推進等については、府営住宅において、募集戸数の概ね４割を母子世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集として実施しています。また、平成25年度から父子世帯にも対象を拡大しました。府営住宅におけるひとり親世帯の全世帯数に占める割合は約１割で推移しています。
* 市町営住宅については、市町の住宅関係課に対して、ひとり親世帯の優先入居の仕組みを導入するよう、指導・助言を行い、政令市除く３５市町中２４市町でひとり親家庭の優先入居の仕組みが導入されています。
* アンケート調査の結果では、住居を探すときや入居のときの困りごととして、母子世帯では「家賃」をあげる方が最も多く、次いで「希望の場所に物件がない」、「（希望する）府営住宅等になかなか入れない」と続いており、住居の確保については、ひとり親世帯等の生活基盤の安定にとって課題のひとつとなっています。

**⑧　住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等**

* 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方に対し、福祉事務所設置自治体において、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図りました。

**■大阪府（政令市・中核市を含む）における住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）の支給状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 支給決定件数 | 219件 | 12,896件 | 6,274件 | 2,731件 | 調整中 |
| 支給額 | 28,158千円 | 2,737,114千円 | 1,676,078千円 | 703,896千円 |  |
| 常用就職者数 | 142人 | 1,588人 | 957人 | 737人 |  |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保につながり、就労自立の促進が図られました。

**⑨ 子どもの学習支援等の推進**

目標・実施計画等

○　子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るため、居場所づくりを含めた学習支援等を推進します。

* 福祉事務所設置自治体に対し、生活困窮者自立支援制度市町村連絡会議や全市町村訪問等を通じて、学習支援事業等を実施している自治体の先進事例の紹介等を行い、子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）の取組み促進・広域支援を行いました。
* また、子どもの学習・生活支援事業（母子家庭等対策総合支援事業）を実施する市町に対して、財政的支援を行いました。

**■大阪府（政令・中核市を含む）における子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）の実施状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 事業実施自治体 | 29 | 29 | 28 | 28 | 28 |

※福祉事務所設置自治体が事業実施

**■大阪府（政令・中核市を除く）におけるひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業（母子家庭等対策総合支援事業）の実施状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 事業実施自治体 | 4 | 5 | 5 | ５ | ５ |

※福祉事務所設置自治体が事業実施

※Ｈ２７年度までは、学習支援ボランティア事業として実施。

※吹田市が令和2年度に中核市へ移行

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 子どもの学習・生活支援事業については、全市町村訪問等を通じ、35福祉事務所設置自治体の内28自治体で実施されることとなり、未実施の７自治体についても、類似の事業を活用し、実施されていることが確認できました。今後も地域の実情に応じ、効率的・効果的に実施していくよう、引き続き、自治体を支援していきます。
* 子どもの生活・学習支援事業については、近年５市が実施をしており、未実施の自治体については、類似の事業を活用している状況です。今後も、地域の実情に応じ、類似事業の活用なども含めて、事業を実施する市町を支援していく必要があります。

**⑩ 子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への支援**重点施策

目標・実施計画等

○　子ども輝く未来基金を活用し、ひとり親家庭の子どもの体験活動や生活支援などを実施します。

* 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の小学６年生を対象に、自転車や電子辞書等の物品を支給しました。

**■子どもの生活支援に関する事業（自転車・電子辞書等の支給）の実施状況**

※令和元年度、令和２年度については、自転車購入補助事業を実施

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 支給件数 | 277件 | 338件 | 987件 | 994件 | 1,492件 |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 子ども輝く未来基金を活用し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の小学６年生に対し、1,492件の自転車や電子辞書等の物品を支給しました。今後もひとり親家庭への自転車等の物品の支給を引き続き実施していきます。

## ３．面会交流の促進・養育費確保への支援

**①　面会交流に向けた支援**重点施策

目標・実施計画等

○　子どもの利益を最優先とする面会交流の実施促進に向けた取組を推進します。

（令和元年度調査による「現在、面会交流を行っている」母子世帯30.9％、父子世帯46.4％の向上を図る）

* 面会交流のスムーズな実施につながるよう、府立母子・父子福祉センターにおいて、適切な助言や情報提供等の支援を行う相談体制の整備を進めました。

■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業における面会交流に係る相談状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 相談件数 | 6件 | 9件 | 69件 | 43件 | 64件 |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 面会交流に関する相談は増加傾向となっています。
* なお、アンケート調査の結果では、「現在、面会交流を行っている」母子世帯が29.7％、父子世帯が41.7％となり、依然として低い状況にあります。
* 引き続き、関係機関との連携も含めた相談体制の整備や、母子・父子自立支援員等が適切に助言や情報提供等の支援ができるようにするための研修の実施が必要です。

**② 養育費確保に向けた取組の推進**重点施策

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、養育費の支払いが当たり前の社会となるよう機運を醸成するとともに、養育費確保に向けた取組を推進します。

（令和元年度調査による「養育費の取り決めをしている」母子世帯48.６%、「受け取っている及び時々受け取っている」母子世帯21.8%の向上を図る）

* 大阪府養育費の履行確保等支援事業（郡部(８町１村)の児童扶養手当受給者（同様の所得水津を含む）を対象とした、公正証書等作成費用及び養育費保証契約における保証料の支援）を令和３年度に開始しました。

■大阪府養育費の履行確保等支援事業の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 支給件数 | ０件 | １件 | １件 |

* 養育費の受給率の向上等を図るため、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、養育費相談を実施しました。

**■母子家庭等就業・自立支援センター事業における養育費相談の状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 相談件数 | 51件 | 40件 | 46件 | 44件 | 54件 |

**③ 養育費相談支援センター事業等との連携**

目標・実施計画等

○　国の養育費相談支援センター等との連携や情報提供体制を充実するなど、母子・父子自立支援員等相談担当者の知識・技能の向上を図り、養育費の受給率向上に努めます。

* 国の養育費相談支援センターや市町村等と連携を図りつつ、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備を行うとともに、養育費の受給率の向上等を図るため、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、養育費相談を実施しました。

**■母子家庭等就業・自立支援センター事業における養育費相談の状況【P.23参照】**

**④ 法律等相談事業の実施**

* 養育費の取り決めなど生活に密着したさまざまな法律、経済的問題等について、弁護士による相談事業を実施しました。

**■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業（法律相談事業）の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 相談件数 | | 47件 | 52件 | 54件 | 70件 | 58件 |
|  | 相続問題 | 3件 | ５件 | ３件 | 3件 | 8件 |
| 土地問題 | 0件 | １件 | ０件 | 0件 | 1件 |
| 地代家賃 | 0件 | 0件 | ０件 | 0件 | 0件 |
| 事故の補償 | 0件 | 0件 | ０件 | 1件 | 0件 |
| 子どもに関する問題 | 0件 | 2件 | ５件 | 0件 | 5件 |
| 離婚前後の問題 | 36件 | 33件 | 38件 | 62件 | 38件 |
| (うち養育費等) | (14件) | (10件) | (15件) | (11件) | (12件) |
| 未婚(認知等) | 1件 | 0件 | １件 | 0件 | 0件 |
|  | 労働問題 | 0件 | 1件 | ０件 | 1件 | 0件 |
| 賃借問題 | 2件 | 0件 | ０件 | 0件 | 0件 |
| その他 | 5件 | 10件 | ７件 | 3件 | 6件 |

※弁護士による法律相談は月１～２回程度実施

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 大阪府養育費の履行確保等支援事業については、事業ホームページ及びチラシの作成や町村や関係機関への案内など周知に取り組んでいるものの、支援件数は低調な状況である。
* 一方、母子家庭等就業・自立支援センター事業における養育費相談や養育費に関する法律相談は毎年度一定数あり、養育費に関して悩みを抱えている方が一定おられると思われる。
* なお、アンケート調査の結果では、「養育費の取り決めをしている」母子世帯が50.3%、「養育費を受け取っている」及び「養育費を時々受け取っている」母子世帯が32.3%と前回調査より改善傾向にあるものの、取り決めが守られていないことに対して、「何もしていない」が依然として約70％とある状況にあります。
* 養育費は、子どもの権利であり、両親の責務であることなどを踏まえ、その受給率の向上に向け、引き続き、取り組みを進めることが必要です。

**⑤ 母子・父子自立支援員等による相談機能の強化**

* 母子・父子自立支援員が実施する離婚に関する相談において、養育費確保のための手続き等を適切に助言できるよう、研修会の実施等により相談機能を強化しました。

**■母子・父子自立支援員による相談（政令市・中核市を除く）の状況【P.29参照】**

**■母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員(母子・父子自立支援員)研修支援事業）の状況【P.2参照】**

**⑥ 市町村や専門機関との連携**

* 婚姻関係の維持又は解消、婚姻解消後の子の監護に関する紛争について、民間型調停を行う公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）と連携し、養育費等に関する支援を行いました。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 市町村の母子・父子自立支援員やFPIC等の専門機関との連携により、養育費に関する支援体制を整えました。引き続き、体制整備に努めていく必要があります。

## ４．経済的支援

**① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の円滑な貸付事業の実施**

目標・実施計画等

○　一般市（福祉事務所を有する市町）との連携により、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び円滑な貸付業務に努めます。

○　母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や奨学金事業、高等教育の修学支援制度などの他制度との連携を図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の円滑な貸付業務に努めます。

* ひとり親家庭の親や寡婦の生活の安定と自立を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金として、ひとり親家庭の親や寡婦の就労・自立に向けた資金や生活に関する資金、子の修学等のための資金など、資金使途に応じて10種類の資金の相談・貸付けを行いました。
* また、市町村等関係機関へ周知用パンフレット等を配布しました。

**■母子・父子・寡婦福祉資金貸付けの状況（貸付支払ベース・継続貸付を含む）**　【千円】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | | 令和２年度 | | 令和３年度 | | 令和4年度 | | 令和５年度 | |
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 事業開始資金 | 0 | 0 | ０ | ０ | ０ | 0 | ０ | ０ | 0 | 0 |
| 事業継続資金 | 0 | 0 | ０ | ０ | 0 | ０ | ０ | ０ | 0 | 0 |
| 技能習得資金 | 14 | 8,066 | 14 | 8,643 | 10 | 6,752 | ５ | 5,782 | 8 | 5,034 |
| 就職支度資金 | 0 | 0 | ０ | ０ | 0 | ０ | ０ | ０ | 0 | 0 |
| 修学資金 | 474 | 364,426 | 352 | 210,128 | 275 | 171,790 | 239 | 140,276 | 183 | 134,316 |
| 修業資金 | 3 | 1,354 | 4 | 1,700 | 0 | ０ | １ | 624 | 1 | 749 |
| 就学支度資金 | 65 | 17,688 | 39 | 9,495 | 25 | 8,904 | 20 | 5,883 | 21 | 6,446 |
| 生活資金 | 3 | 1,123 | 2 | 1,234 | 0 | ０ | ０ | ０ | 0 | 0 |
| 医療介護資金 | 0 | 0 | 1 | 115 | 0 | ０ | ０ | ０ | 0 | 0 |
| 住宅資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ０ | ０ | ０ | 0 | 0 |
| 転宅資金 | 0 | 0 | 1 | 102 | 0 | ０ | 1 | 260 | 0 | 0 |
| 結婚資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ０ | ０ | ０ | 0 | 0 |
| 合計 | 559 | 392,657 | 413 | 231,417 | 310 | 187,446 | 266 | 152,825 | 213 | 146,545 |

※各資金のデータは四捨五入。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 貸付内容としては、「修学資金」（子どもの高校・大学等の修学において必要となる授業料・通学費等に充てる資金）及び「就学支度資金」（子どもの高校・大学等の入学金等）が全体の約９割以上を占めています。
* 貸付件数は、ここ数年減少傾向であるが、これは令和２年度に吹田市が中核市へ移行したこと及び国による高等教育の修学支援制度が施行されたことなどによるものと考えられ、令和３年度以降は、「技能習得資金」「修学資金」などにおいて、関連する他の給付型の支援制度との調整の結果により、貸付が減少したものと考えられます。
* 令和６年度以降、高等教育の修学支援制度において多子世帯や理工農系等の学生への授業料減免や給付が拡充される予定であることから、今後、貸付との調整についての周知や相談対応などを行っていく必要があります。
* 貸付相談等に対応する母子・父子自立支援員のスキルアップを図るとともに、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業など他制度との連携を図りつつ、引き続き、本制度の周知及び円滑な貸付となるよう努めていきます。

**② 児童扶養手当の給付業務の実施等**

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的とした児童扶養手当の支給を行います。

* 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父又は母と生計を同じくしていない18歳到達後最初の年度末までの児童（児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童）を監護しているひとり親家庭の親等に支給されます。

**■児童扶養手当（政令市・中核市を含む）の支給状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 受給者数 | 76,719人 | 74,720人 | 72,909人 | 69,654人 | 68,061人 |
| 全部停止者数 | 9,883人 | 10,677人 | 10,475人 | 11,135人 | 11,333人 |
| 給付額(千円) | 51,846,185 | 40,296,582 | 39,051,598 | 37,324,834 | ― |

※令和５年度の給付額は、まだ確定していないため「－」にしています。

※各年度、3月末現在。

※全部停止者とは、受給者又は扶養義務者等の前年所得が所得制限限度額を超えたことにより児童扶養手当の支給が全額停止になった者をいう。なお、表中、全部停止者数は受給者数の外数。

※令和元年度の給付額の増加は、支払時期の変更に伴い、令和元年度のみ12か月分ではなく15か月分の給付となったため。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 児童扶養手当の受給者数は減少傾向となっておりますが、全国の受給者に占める大阪府の割合は8.5%前後で推移していることから、全国的なトレンドに沿ったものと考えられます。
* 今後、こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、制度が拡充されることから、一層、本制度の周知に努めていくとともに、所管自治体の対象児童に対しては手当を速やかに支給し、児童の福祉の増進を図ります。

1. **ひとり親家庭医療費助成等の実施**

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭や乳幼児に係る医療費の自己負担相当額の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。

* ひとり親家庭の親等並びに子にかかる医療費の一部を助成しました。また、乳幼児に係る医療費の一部を助成しました。

**■ひとり親家庭医療、乳幼児医療費助成の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| ひとり親家庭医療 | 対象者数 | 178,401人 | 173,834人 | 169,981人 | 164,790人 | 159,164人 |
| 事業費総額  (医療費補助金) | 5,897百万円 | 5,408百万円 | 5,673百万円 | 5,654百万円 | 6,110百万円 |
| 乳幼児医療 | 対象者数 | 191,272人 | 180,610人 | 174,137人 | 168,733人 | 153,222人 |
| 事業費総額  (医療費補助金) | 5,375百万円 | 3,835百万円 | 4,712百万円 | 4,630百万円 | 5,106百万円 |

※各年度事業費は、医療費補助基本額。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* ひとり親家庭医療、乳幼児医療ともに対象者数は減少傾向にあるものの、事業費総額は微増傾向にあります。本制度は対象者にとって重要な役割を担っており、制度の持続可能性の確保に留意し、引き続き助成に努める必要があります。

**④ 各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援**

目標・実施計画等

○　就学支援の一環として、各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与・減免に努めるとともに、就学支援に関する相談等に応じます。

* ひとり親家庭の親等の制度利用にあたっては、母子・父子自立支援員等により、就学支援の一環として、日本学生支援機構奨学金・就学支援金制度・大阪府私立高等学校授業料支援補助金・母子・父子・寡婦福祉資金などの各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与等に努めるとともに、就学支援に関する相談に応じました。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 引き続き、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の親等が利用可能な各種減免や奨学金制度等

の案内が適切にできるよう支援を行っていく必要があります。

## ５．相談機能の充実

**① 母子・父子自立支援員等による相談支援の実施**

目標・実施計画等

○　母子・父子自立支援員による相談支援をはじめ、プライバシーの保護に配慮しつつ、地域における支援の担い手となる関係者との連携を図り、問題解決に必要かつ適切な支援や情報提供など、きめ細かな相談対応を行います。（令和元年度調査による「支援員に相談された方」母子世帯0.5%、父子世帯0.7%の向上を図る）

○　就業や養育費の確保など、生活基盤の安定を図るための各種支援を行うため、職業紹介機関や法律相談機関等と一層密に連携していきます。

○　相談の最前線に立つ母子・父子自立支援員の生活支援や就業支援の相談等の強化を図るため、ニーズにマッチしたさまざまな事例やロールプレイ形式によるきめ細かな研修を実施するとともに、ブロック会議の場等を通じて必要な情報提供を行うなど、相談機能の充実強化を図ります。

* 母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の生活安定や自立のための様々な相談に応じました。
* 大阪府母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭の親等を対象に、電話や面接による相談（ピアカウンセリング）を実施するとともに、就業や養育費等の相談に応じ、必要に応じて関係機関につなぎました。
* 母子・父子自立支援員のスキルアップを図るため、母子・父子自立支援員が相互に「顔の見える関係」づくりができるよう研修会において意見交換の場を設けました。

**■母子・父子自立支援員による相談（政令市・中核市を除く）の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 相談件数 | | 9,985件 | 10,355件 | 9,577件 | 9,735件 | 8,752件 |
|  | 大阪府分 | 413件 | 277件 | 397件 | 399件 | 326件 |
|  | 市・町分 | 9,572件 | 10,078件 | 9,180件 | 9,336件 | 8,426件 |
| **(うち主な内容)** | |  |  |  |  |  |
|  | 就労 | 2,803件 | 2,983件 | 3,067件 | 3,239件 | 2,630件 |
| 住宅 | 59件 | 57件 | 54件 | 69件 | 58件 |
| 養育費 | 52件 | 80件 | 105件 | 120件 | 208件 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付 | 1,847件 | 1,187件 | 948件 | 1,173件 | 1,067件 |
| 母子父子寡婦  福祉資金償還 | 129件 | 18件 | 20件 | 14件 | 17件 |
| 児童扶養手当 | 1,740件 | 1,963件 | 1,687件 | 1,770件 | 1,689件 |
| 離婚後相談(内数) | | 8,318件 | 8,729件 | 8,014件 | 8,141件 | 7,239件 |
|  | 府実施分(内数) | 319件 | 236件 | 352件 | 368件 | 283件 |

(※1)寝屋川市が中核市に移行　　(※２)吹田市が中核市に移行

**■母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員(母子・父子自立支援員)研修支援事業）の状況【P.2参照】**

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 母子・父子自律支援員がきめ細かな相談対応を行うため、引き続き、ニーズや最新の動向等を踏まえ、研修内容の充実が必要です。
* なお、アンケート調査の結果では、「困ったことがある時の相談先」として「母子・父子自立支援員」を選択された方が、母子世帯0.8%、父子世帯1.2%と若干の改善が見られます。

**② 府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実**重点施策

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭の親や寡婦の生活の安定、向上のための相談支援を行い、府内の中核的な拠点施設としての役割を果たします。

（令和元年度調査による「相談先がない」母子世帯7.73%、父子世帯21.6%の低減を図る）

* 大阪府母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭の親等を対象に、電話や面接による相談（ピアカウンセリング）を実施しました。

**■大阪府母子・父子福祉センターによる相談の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 相談件数 | | 1,584件 | 1,179件 | 2,979件 | 2,807件 | 2,806件 |
|  | 生活全般 | 106件 | 96件 | 190件 | 193件 | 131件 |
| 制度・施策 | 72件 | 46件 | 1,185件 | 1,203件 | 1,203件 |
| 労働・就労 | 447件 | 359件 | 705件 | 586件 | 661件 |
| 離婚前・後の法律 | 93件 | 133件 | 259件 | 243件 | 230件 |
| 子どもの育成 | 37件 | 27件 | 54件 | 110件 | 36件 |
| 就業支援講習会ほか | 829件 | 507件 | 586件 | 472件 | 545件 |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 母子・父子福祉センターにおける相談件数は、令和３年度に増加に転じており、なかでも制度・施策に関する相談が増加しています。同センターにおいて、こうした相談への適切な対応が必要です。
* なお、アンケート調査の結果では、「困ったことがある時の相談先」として「相談先がない」を選択された方が、母子世帯10.2%で悪化しているものの、父子世帯11.9%と若干の改善が見られます。

**③ 土日・夜間相談事業の実施**

目標・実施計画等

○　仕事や子育てにより、平日や日中における相談が困難なことから、比較的時間に余裕のある夜間、休日に気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施し、必要な支援や情報提供に努めます。

* 公的機関と連絡がとりにくい時間帯に相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報提供等を実施しました。

**■土日・夜間電話相談の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 相談件数 | | 82件 | 109件 | 118件 | 278件 | 262件 |
| 相談者属性内訳 | |  |  |  |  |  |
|  | 母子家庭・寡婦 | 45件 | 80件 | 65件 | 206件 | 208件 |
| 父子家庭 | 1件 | 1件 | 0件 | 1件 | 6件 |
| その他 | 36件 | 28件 | 53件 | 71件 | 48件 |
| 相談時間帯内訳 | |  |  |  |  |  |
|  | 土、日、祝日 | 18件 | 30件 | 36件 | 60件 | 56件 |
| 休日夜間 | 19件 | 24件 | 11件 | 60件 | 63件 |
| 平日夜間 | 45件 | 55件 | 71件 | 158件 | 143件 |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 公的機関と連絡がとりにくい時間帯にも相談に応じられるよう、引き続き、本相談事業の実施や府立母子・父子福祉センター及び母子・父子自立支援員等との連携など、更なる相談体制整備を図っていく必要があります。

**④ 配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施**

目標・実施計画等

○　本相談事業の周知を図るとともに、被害者の人権の尊重や安全確保に十分に配慮しながら、必要な支援や情報提供に努めます。

（令和元年度調査による「ひとり親になった理由：暴力」母子世帯11.9%、寡婦10.1%の低減を図る）

* 女性相談センター、各子ども家庭センター及び各市配偶者暴力相談支援センター（令和４年度７か所）において、配偶者等（事実姻及び交際相手を含む）からの暴力被害者に関する各般の相談に応じるとともに、被害者の自立生活促進のための情報提供、保護命令制度の利用についての情報提供等を行いました。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 女性相談センター、各子ども家庭センター及び各市配偶者暴力相談支援センター（令和５年度８か所）において、配偶者等（事実姻及び交際相手を含む）からの暴力被害者に関する各般の相談に応じるとともに、被害者の自立生活促進のための情報提供、保護命令制度の利用についての情報提供等を行いました。
* なお、アンケート調査の結果では、「ひとり親になった理由」が「暴力」である方が、母子世帯12.4%とやや増加しているものの、寡婦4.8%と減少しています。

**⑤ 子ども家庭センター等による相談事業の実施**

目標・実施計画等

○　しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、専門の職員が相談支援を行い、ひとり親家庭の養育不安の解消に努めます。

○　市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し相談支援を行います。

* 府内６ヶ所の子ども家庭センターの専門職員が、しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、相談に応じるともに、市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し、相談支援を行いました。

**■子ども家庭センターにおける児童相談の受付件数の状況（６ヶ所計）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和4年度 | 令和５年度 |
| 件数 | 33,121件 | 31,535件 | 32,960件 | 32,252件 | 29,240件 |

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 府内６ヶ所の子ども家庭センターの専門職員が、しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、相談に応じるともに、市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し、相談支援を行いました。

**⑥ 母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実**

目標・実施計画等

　○　大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね1名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供や情報発信が行えるよう、母子父子福祉推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修を行います。

（母子父子福祉推進委員及び母子・父子自立支援員との間で「連携を行っている」及び「たまに連携することがある」とした福祉事務所設置自治体　 令和元年度：8自治体→　令和６年度 : ２７自治体）

* 大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね１名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭の親等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供や情報発信が行えるよう、推進委員の知識や技能の向上を目的とした研修会を行いました。

**■母子父子福祉推進委員による相談（政令市・中核市を除く）の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | | 令和２年度 | | 令和３年度 | | 令和4年度 | | 令和５年度 | |
| 委嘱者数 | | 244名 | | 200名 | | 187名 | | 187名 | | 186名 | |
| 相談件数 | | 6,428件 | | 5,097件 | | 4,870件 | | 4,961件 | | 5,165件 | |
| 上期  3,385 | 下期  3,043 | 上期  2,390 | 下期  2,707 | 上期  2,567 | 下期  2,303 | 上期  2,624 | 下期  2,337 | 上期  2,769 | 下期  2,396 |
| 相  談  内  訳 | 住宅 | 183 | 141 | 68 | 94 | 108 | 67 | 83 | 89 | 87 | 91 |
| 就労 | 240 | 212 | 168 | 193 | 201 | 170 | 110 | 113 | 146 | 134 |
| 子供の養育 | 326 | 301 | 201 | 187 | 204 | 243 | 361 | 224 | 261 | 258 |
| 貸付金 | 102 | 83 | 37 | 60 | 85 | 56 | 63 | 57 | 52 | 53 |
| 医療・健康 | 244 | 340 | 204 | 358 | 186 | 182 | 133 | 138 | 196 | 140 |
| その他 | 2,290 | 1,966 | 1,712 | 1,815 | 1,783 | 1,585 | 1,874 | 1,716 | 2,027 | 1,720 |

(※1)寝屋川市が中核市に移行　　(※２)吹田市が中核市に移行

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 母子・父子自立支援員や母子父子福祉推進委員、民生委員・児童委員など、地域で支援の担い手となる関係者に対し、必要な情報提供等を行い、相互の連携強化に向けた取組みの促進が必要です。また、ハローワーク等への必要な情報提供等をはじめ、福祉事務所や社会福祉協議会、隣保館等の専門機関の相互連携を図り、適切な関係機関につなぐ支援体制づくりの促進も必要です。

**⑦　府・市町村担当課による情報提供等の充実**

目標・実施計画等

○　相談先がない、相談先が分からない方のために、大阪府が相談ごとや各種事業などについて、総合案内（コンシェルジュ）機能を発揮します。

○　府民向けFAQを整備するとともに、府民お問合せセンター（ピピっとライン）や情報プラザにおいて、親切できめ細かな情報提供を行います。

　○　府や市町村において、より分かりやすいひとり親施策のパンフレット等を作成し、ひとり親家庭等に対し、相談窓口や制度等の周知を図り、その活用を促進します。

（令和元年度調査による「公的な施設や制度を知らなかった方」の低減を図る）

* 大阪府母子・父子福祉センターのホームページにおいて、各種相談や就職に有利な資格及び講習会の情報のほか、センターで受け付けた求人情報をタイムリーに周知し、利便性の向上に努めるとともに、府等が実施するひとり親家庭等に対する事業ＰＲ冊子を12,000部作成し、市町村や子ども家庭センター等関係機関へ配布しました。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 相談先がない、相談先が分からない方のために、市町村等と連携して、広報紙やホームページ等の活用によるほか、パンフレットの作成配布等により、事業や制度の周知に努めるとともに、母子・父子福祉センターや他の支援機関と連携して相談窓口等の周知を図る必要があります。
* 今後は、市町村ともさらなる連携を図りながら、必要な方に対し必要な情報が届くよう、事業周知等についての取り組みを強化していく必要があります。

**⑧　関係機関との相互連携の推進**

目標・実施計画等

　○　ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口となる母子・父子自立支援員や府立母子・父子福祉センターをはじめ、就労支援機関であるハローワークや地域就労支援センターなど、地域における各種相談窓口との連携を強化し、身近な地域で生活や就業にわたる相談に応じるとともに、必要に応じて適切な制度や施設、サービスにつなぐなど支援体制の整備に向けた取り組みを進めます。

（令和元年度調査による「公的な施設や制度を利用したことがある方」の向上を図る）

* 母子家庭等就業・自立支援センター事業などひとり親家庭等に対する支援施策の周知に際し、ＯＳＡＫＡしごとフィールドやハローワーク（マザーズハローワーク）の窓口に情報提供を行うなど、必要な情報提供と関係機関との相互連携に努めました。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 府立母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭等に対する支援の際には、必要に応じて適切な制度や施設等につなぐ体制を、引き続き整備していく必要があります。
* なお、アンケート調査の結果では、「公的な施設や制度を利用したことがある方」については、１割以下であるものが多数を占めているものの、「府立母子・父子福祉センター」、「母子家庭等就業・自立支援センター」など、前回よりも利用度が改善しているものもあります。

**⑨　学校等教育機関との連携の推進**

目標・実施計画等

　○　学校等に配置、派遣されるスクールソーシャルワーカーの活用を通じて、学校等との連携強化を図り、支援を要するひとり親家庭の親や子どもを早期の段階で必要な制度や施設、サービスにつなぐことができるよう取り組みを促進し、子どもの貧困対策の推進に努めます。

* スクールソーシャルワーカーとの連携を含め、地域において貧困などの困難を抱える子どもや保護者を必要な支援につなぐ取組みが進むよう、子どもの貧困緊急対策事業費補助金や取組事例の共有により市町村の取組みを支援しました。

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* 市町村が地域の実情に応じた貧困対策を実施できるよう、学校におけるスクールソーシャルワーカーや支援コーディネーター等の配置等により、課題のある子どもや家庭を早期に発見し、必要な支援につなぐ取組みを実施するため、子どもの貧困緊急対策事業費補助金を活用し、令和５年度は28市町69事業を支援しました。
* また、子どもの貧困担当課長会議において取組事例の紹介を行い、府内市町村における取組事例を共有しています。
* 引き続き、困難を抱える子どもや家庭を必要な支援につなぐための支援を実施し、子どもの貧困対策を推進していきます。

## ６．人権尊重の社会づくり

**① 人権啓発に関する施策の推進**

目標・実施計画等

○　結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組みます。

* ひとり親家庭や寡婦が、結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、企業に対する研修の場等を通じて、人権教育や人権啓発に取り組みました。

**②　入居差別解消に向けた啓発の実施**

　（Ｐ19「宅地建物取引業者への研修の実施状況」参照）

**③　企業に対する公正採用に関する啓発の実施**

* 企業に対する公正な採用選考に関する啓発を通じて、ひとり親家庭等の人権問題への取り組みを進めました。
* 大阪労働局と連携し、公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」を実施し公正選考採用に関する啓発を行いました。

1. **個人情報の取扱い等に関する取り組みの推進**

目標・実施計画等

○　母子・父子自立支援員や相談関係者間で、支援を要するひとり親家庭等の情報を共有化できるよう必要な取り組みを進めるとともに、母子・父子自立支援員等に対し、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、研修等を通じて意識啓発や資質の向上に努めます。

* 市町村や子ども家庭センターの母子・父子自立支援員に対して、個人情報の適正な取扱い等に触れた人権研修を実施し、意識啓発や資質の向上に努めました。

（Ｐ.2「母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員(母子・父子自立支援員)研修支援事業）の状況」参照）

**●評価（取り組みの成果と課題）**

* ひとり親家庭等が、不当な差別や偏見により人権侵害を受けることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組みました。
* 今後も、引き続き、偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組みます。

【参　　考】

**１．児童扶養手当受給者数の推移**

　大阪府における児童扶養手当受給者は、令和６年3月末時点で、69,653人となっており、減少傾向にある。

大阪府内の児童扶養手当受給者数等の推移（各年度3月末現在） 　　　　　(単位;人)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 大阪府 | 全国 | 全国比 |
| 平成27 (2015)年度 | 89,653 | 1,037,645 | 8.6% |
| 平成28(2016)年度 | 86,235 | 1,006,332 | 8.6% |
| 平成29(2017)年度 | 83,353 | 973,188 | 8.6% |
| 平成30(2018)年度 | 80,133 | 939,262 | 8.5％ |
| 令和元(2019)年度 | 76,719 | 900,673 | 8.5％ |
| 令和２（2020）年度 | 74,720 | 877,702 | 8.5％ |
| 令和３（2021）年度 | 72,909 | 854,832 | 8.5％ |
| 令和４（2022）年度 | 69,653 | 818,925 | 8.5% |
| 令和５（2023）年度 | 68,061 | 790,483 | 8.6％ |

※政令市・中核市を含む。

**２．生活保護受給母子世帯数の推移**

　大阪府内で生活保護を受給している母子世帯は、令和６年3月時点で9,081世帯となっており、減少傾向にある。

大阪府内の生活保護受給母子世帯数の推移（各年度3月分速報値） 　　　　(単位;世帯)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 大阪府 | 全国 | 全国比 |
| 平成27 (2015)年度 | 16,290 | 100,924 | 16.1％ |
| 平成28(2016)年度 | 15,120 | 95,489 | 15.8％ |
| 平成29(2017)年度 | 13,678 | 88,540 | 15.4% |
| 平成30(2018)年度 | 12,659 | 83,050 | 15.2％ |
| 令和元(2019)年度 | 11,622 | 77,307 | 15.0％ |
| 令和２(2020)年度 | 10,667 | 72,362 | 14.7％ |
| 令和３(2021)年度 | 9,940 | 68,110 | 14.6％ |
| 令和４(2022)年度 | 9,461 | 65,021 | 14.6% |
| 令和４(2023)年度 | 9,081 | 62,828 | 14.5% |

　　※政令市・中核市を含む。

**３．大阪府内市町村（政令市・中核市除く）におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定状況**

|  |  |
| --- | --- |
| 自治体名 | 計画策定の有無 |
|
| 岸和田市 | 有 |
| 池田市 | 有 |
| 泉大津市 | 有 |
| 貝塚市 | 有 |
| 守口市 | 有 |
| 茨木市 | 有 |
| 泉佐野市 | 有 |
| 富田林市 | 有 |
| 河内長野市 | 有 |
| 松原市 | 有 |
| 大東市 | 有 |
| 和泉市 | 有 |
| 箕面市 | 有 |
| 柏原市 | 有 |
| 羽曳野市 | 有 |
| 門真市 | 有 |
| 摂津市 | 有 |
| 高石市 | 有 |
| 藤井寺市 | 有 |
| 泉南市 | 有 |
| 四條畷市 | 有 |
| 交野市 | 有 |
| 大阪狭山市 | 有 |
| 阪南市 | 有 |
| 島本町 | 有 |

・策定「有」には、他の計画でひとり家庭等に関する施策を読み込んでいる場合を含む。

・８町１村（豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、

千早赤阪村）については福祉事務所の設置が無いため府が所管。